（安全面及び倫理面の配慮等）

第十四条　国は、再生医療の迅速かつ安全な研究開発及び提供並びに普及の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、医師等、研究者及び事業者による活動の確保に留意しつつ、再生医療の特性に鑑み、安全性を確保するとともに生命倫理に対する配慮をしなければならない。

2　国及び関係者は、再生医療の円滑な発展に資するため、再生医療の実施に係る情報の収集を図るとともに、当該情報を用いて適切な対応が図られるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二条中「第二十四条の」を「第三十三条の」に改め、同条第一号中「第二十四条」を「第三十三条」に改める。

法律第十四号

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法

（趣旨）

第一条　この法律は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るため、これらの国の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であって当該政府が弁済することができる見込みがないと認められるものについての特別の措置を定めるものとする。

（米穀の売渡しに係る債権の免除）

第二条　政府は、この法律の施行前に米穀の売渡しにより取得した債権であって、マダガスカル、マリ、モザンビーク、シエラレオネ又はタンザニアの政府に対して有するものについては、当該政府からの要請があったときは、当該債権の全部を免除することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

第三条第一項中「第四十一条第二項」を「第五十四条第二項」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に、「第三十八条第二項第三号ロ」を「第五十一条第二項第三号ロ」に改める。

第四条第一項中「第四十一条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

第五条第一項中「第四十二条第二項の」を「第五十五条第二項の」に、「第三十八条第二項第三号ハ」を「第五十一条第二項第三号ハ」に改め、同項第三号中「第四十二条第二項第一号」を「第五十五条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第四十二条第二項第二号」を「第五十五条第二項第二号」に改める。

第六条第一項中「第四十二条第三項の」を「第五十五条第三項の」に改め、同項第三号中「第四十二条第三項第一号」を「第五十五条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十二条第三項第二号」を「第五十五条第三項第二号」に改める。

第七条第一項中「第二十二条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第四十五条第二項第一号」を「第五十八条第二項第一号」に、「第四十六条第二項第一号」を「第五十九条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第四十六条第二項第三号」を「第五十九条第二項第三号」に改め、同条第四項中「第四十六条第二項第六号」を「第五十九条第二項第六号」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十五号から第百六十八号まで」を「第四十六号から第百六十九号まで」に改め、第百六十八号を第百六十九号とし、第四十五号から第百六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十六条第二項に規定する交付金

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号イ中「第二十四条」を「第三十三条」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十五号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第十七条第一項及び附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。